

4吹総人第213号  
令和4年7月15日  
(2022年)

吹田市職員労働組合  
執行委員長 丹羽野 和夫 様  
吹田市水道労働組合  
執行委員長 北野 雅一 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市水道事業管理者 前田 聡

#### 定年引上げ制度等の導入について(提案)

国家公務員の定年の年齢を基準に条例で職員の定年の年齢を定めることなどを含む改正地方公務員法が令和5年4月1日に施行されることから、本市においても、できる限り早期に60歳前後の職員に適用される様々な制度を整備する必要があります。

については、各制度案を作成しましたので、その勤務条件に係る事項について、下記のとおり提案します。

#### 記

#### I 任用等に関する制度

##### 1 定年引上げの趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが必要であるため、定年を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図るもの

##### 2 定年引上げの年齢及び時期

(1) 現行60歳の定年退職の年齢を、令和5年4月から以下のとおり段階的に引き上げる。

令和5～6年度 61歳

令和7～8年度 62歳

令和9～10年度 63歳

令和11～12年度 64歳

令和13年度以降 65歳

(2) 医師については、現行の65歳のまま変更なし

### 3 定年前再任用短時間勤務制の導入

#### (1) 導入の趣旨

導入の趣旨は、65歳まで定年が引き上がる中で、健康上、人生設計上の理由等により多様な働き方を可能とすることへのニーズに合わせるもの

#### (2) 任用上の位置づけ

本人の意思により一旦退職した上で、短時間勤務職員として採用される位置づけ

#### (3) 任期

定年退職日相当日(65歳)まで  
(暫定再任用と異なり、1年ごとの任用ではない)

#### (4) 勤務時間

暫定再任用(短時間勤務職員)と同様、週当たり勤務時間31時間

#### (5) 常時勤務への変更の取扱い

一度、定年前再任用短時間勤務職員になった場合、途中で常時勤務を希望しても変更不可  
ただし、定年前再任用短時間勤務職員の任期満了後に、暫定再任用になる場合は常時勤務可

#### (6) 退職手当の取扱い

短時間勤務を開始する前の退職時に支給

#### (7) その他

60歳に到達する前に退職した職員について、定年前再任用短時間勤務職員として任用できない。  
60歳以降に退職し、一定期間を置いた後、定年前再任用短時間勤務職員として勤務することは可

### 4 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入

#### (1) 導入の趣旨

定年を引き上げる中で、管理職がそのまま在職し続けることとなった場合、若手・中堅職員の昇進機会の減少により、組織の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営に支障が生じる恐れがあるため、若手・中堅職員の昇進機会の確保と組織全体の活力維持を目的として導入するもの

#### (2) 60歳以降の補職について

原則、60歳に到達した後の4月1日に、補職を主査級に降任(60歳到達時点で主査以下の者は除く。)

(60歳時点)

(定年引上げ後)

部長級	→	主査級
次長級	→	主査級
課長級	→	主査級
課長代理級	→	主査級
主査級	→	主査級
総括主任級	→	総括主任級
主任級	→	主任級

管理監督職(課長代理級以上)を  
管理監督職に該当しない職(主査級以下)に降任させる

係員級 → 係員級

(3) 管理監督職勤務上限年齢制の例外措置

ア 適用除外

現行の定年年齢が既に 60 歳を超える職種（医師）

イ 異動可能型特例任用（最長5年）

職務内容が相互に類似する複数の管理監督職で、年齢別構成等の欠員を容易に補充することができない特別の事情がある場合、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任する、他の管理監督職に降任又は転任することを可能とする。

ウ 勤務延長型特例任用（最長3年）

「職務遂行上の特別の事情」又は「職務の特殊性による欠員補充の困難性」により、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合、もともと就いていた管理監督職に引き続き就くことを可能とする。

5 暫定再任用職員の取扱い

(1) 現行再任用の取扱い

現行の再任用は暫定再任用職員に移行（最長65歳まで）

(2) 補職

原則、暫定再任用は主任級とする。（役職暫定再任用は除く。）

(3) 任期

現行の再任用と同様、1年ごとの任用

(4) 勤務時間

ア 暫定再任用（常時勤務職員）は、現行の再任用（常時勤務職員）と同様、週当たり勤務時間38.75時間

イ 暫定再任用（短時間勤務職員）は、現行の再任用（短時間勤務職員）と同様、週当たり勤務時間31時間

(5) 暫定再任用としての選考条件

現行の再任用と同様、勤務実績、健康状況、本人の勤労意欲等から判断

(6) その他の取扱い

現行の再任用制度と同じ

## II 給与に関する制度

### I 給料

#### (1) 原則

降任後(一律4月1日(特定日)を想定)の給料月額、異動日前日の給料月額の7割措置  
管理監督職については、降任後の補職の給料月額から7割となるが、「管理監督職勤務上限年齢調整額」を併せて支給することにより、降任前の給料月額の7割が支給される。

#### 「管理監督職勤務上限年齢調整額」

管理監督職が非管理監督職に降任した場合、異動日前日の給料月額の7割と降任後(特定日)の給料の7割との差額を「管理監督職勤務上限年齢調整額」として支給

#### (2) 例外

ア 以下の者は、60歳に到達した日以降についても、給料は10割支給

(ア) 特定任期付職員、臨時的任用職員等の任期の定めのある職員

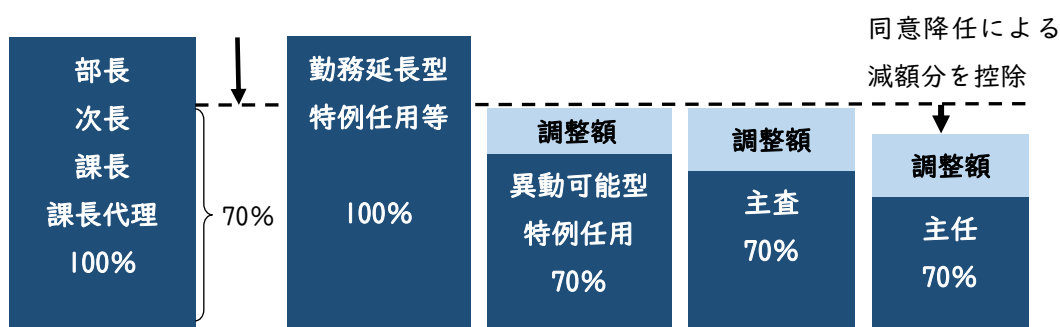
(イ) 医師(定年年齢が65歳)

(ウ) 勤務延長型特例任用

イ 以下の者は、7割以下

(ア) 本人の同意(希望)により、主任以下に降格

(イ) 給料月額と調整額の合計が、降任後に属する級の最高号給の給料月額を超える場合



#### (3) 定年前再任用短時間勤務職員の取扱い

主任級(6等級)の給料表を用い、週当たり勤務時間(31時間)に按分した月額(204,160円)

#### (4) 昇給はしない

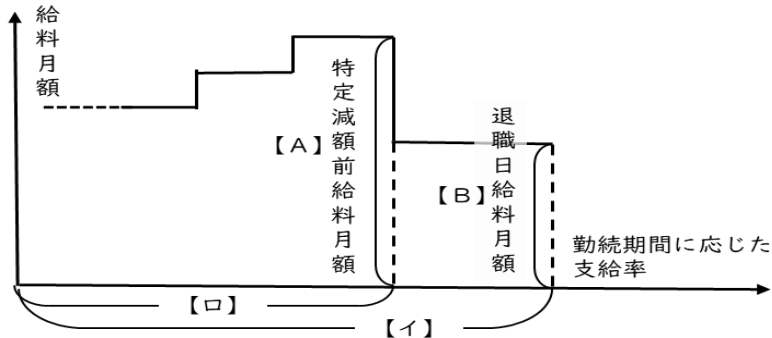
## 2 退職手当

### (1) ピーク時特例

定年引上げに伴い 60 歳超の期間の給与が減額される職員に対し退職手当の基本額の計算方法の特例を適用

退職手当の基本額

$$= \text{特定減額前給料月額【A】} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率【ロ】} \times \text{調整率} \\ + \text{退職日給料月額【B】} (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率【イ】} - \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率【ロ】}) \times \text{調整率}$$



(2) 60 歳に到達した日以後に退職する職員の退職手当の基本額は、その者の非違によるものでない場合は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定

(3) 早期退職（勸奨退職）の対象年齢や割増率については、変更なし

※60 歳から定年までの退職者については、割増しの対象とはならない。ただし、職員の意思によらない事由（組織改廃等での廃職、公務上の傷病、死亡等）により退職する場合は、割増しの対象となる。

## 3 諸手当

	支給される手当	支給されない手当
定年引上げ後の 常時勤務職員	通勤手当、特殊勤務手当、 期末手当、勤勉手当 扶養手当、住居手当 等	
定年前再任用短時間勤務職員	通勤手当、特殊勤務手当、 期末手当、勤勉手当 等	扶養手当、住居手当
暫定再任用職員	通勤手当、特殊勤務手当、 期末手当、勤勉手当 等	扶養手当、住居手当
【参考】現行の再任用職員	通勤手当、特殊勤務手当、 期末手当、勤勉手当 等	扶養手当、住居手当

### 《60 歳に到達した職員の諸手当》

7割措置とならない手当	7割水準となる手当	給料月額に連動する手当
通勤手当、特殊勤務手当、 扶養手当、住居手当 単身赴任手当	管理職手当 初任給調整手当 管理職員特別勤務手当	地域手当、時間外勤務手当 休日勤務手当、夜間勤務手当 期末手当、勤勉手当

### Ⅲ 休暇、勤務時間等に関する制度

#### 1 休暇制度

##### (1) 年次休暇

現行の職員と同じ

##### (2) その他の特別休暇

###### ア 定年引上げ後の常時勤務職員

現行の職員と同じ

###### イ 定年前再任用短時間勤務職員

現行の再任用（短時間勤務職員）と同じ

###### ウ 暫定再任用職員

現行の再任用職員と同じ

##### (3) 高齢者部分休業制度の導入

###### ア 令和5年度から新設

イ 55 歳以上の職員が、体調面や家庭の事情等によって勤務時間を減じることを希望し、公務の運営に支障がないと認める場合に限り、勤務時間の半分（週 19 時間）を上限として取得可能

ウ 原則、期間は申請において示した日から定年退職日までとする。

エ 給料については、勤務しない時間当たりの額を減額して支給

オ 原則、主任級以下の職員を対象とする。

#### 2 勤務時間等

##### (1) 常時勤務職員

現行の職員と同じ勤務形態（週当たり勤務時間38時間45分）

##### (2) 短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員）

週当たり勤務時間は31時間とし、週4日勤務者にあつては1日7時間45分、週5日勤務者にあつては、31時間の範囲内で所属により異なる。

#### 3 服務

一般職の職員として、地方公務員法が適用される。

（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員も同様）

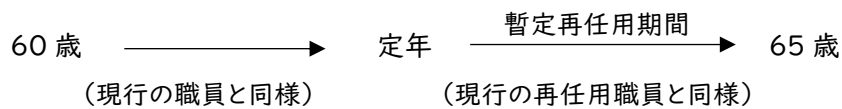
#### Ⅳ 社会保険等に関する制度

##### 1 年金、健康保険、雇用保険、公務災害、健康診断、人間ドックについて

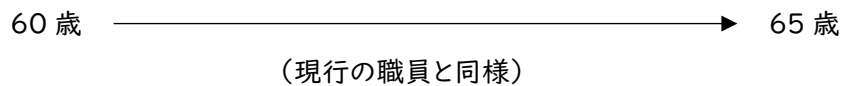
定年が延長された期間、または、暫定再任用の期間については、それぞれ、現行※の職員、再任用職員と同様の制度が適用される。

※地方公務員等共済組合法施行令等の一部改正に伴い、令和4年10月1日から、再任用（短時間勤務職員）の健康保険については、全国健康保険協会（協会けんぽ）から大阪府市町村職員共済組合に変更予定

##### (1) 移行期（令和5年度から令和12年度）



##### (2) 制度完成以降（令和13年度～）



##### 2 職員厚生会について

引き続き会員であるため、これまでと同様のサービスを受けることができる。

#### Ⅴ 制度変更に伴う情報提供・意思確認

令和5年度中に60歳に到達する職員に対して、令和4年度中に、任用及び給与に関する必要な情報を提供するとともに、61歳以降の勤務に関して意思確認を行う。

また、令和5年度以降も当分の間は、翌年度に60歳に到達する職員に対し、60歳に到達する年度の前年度中に情報提供及び意思確認を行う。

(例.令和6年度に60歳に到達する者は、令和5年度中に情報提供及び意思確認を行う)

#### Ⅵ 実施日

令和5年4月1日